

○経済産業省令第 号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 「略」

2 「略」

3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

三の二 様式第一の二の二の事業計画書

四 七 「略」

4 「略」

(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、その事

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 「略」

2 「略」

3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

「新設」

四 七 「略」

4 「略」

(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、あらか

業を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休業止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあつては、休業止日の前日から起算して九十日前の日）までに、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一〇五 「略」

（供給条件の説明等）

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定によ

じめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一〇五 「略」

（供給条件の説明等）

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定によ

る説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一〇十七 「略」

十八 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場合における当該小売電気事業者（当該契

る説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一〇十七 「略」

十八 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更又は解約の申出を行おうとする場合における当該小売電気事業者（当該契約媒介

約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあつては、その内容

二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内

容

二十一 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給

業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあつては、その内容

二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

二十一 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給

契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあつては、その内容

二十二 当該小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項

二十三～二十五 「略」

2 「略」

3 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明

契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあつては、その内容

二十二 当該小売電気事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項

二十三～二十五 「略」

2 「略」

3 小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」とい

は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4
↳ 13 「略」

(小売供給の登録申請)

第四十五条の七 「略」

2 「略」

3 法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で

う。〕が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4
↳ 13 「略」

(小売供給の登録申請)

第四十五条の七 「略」

2 「略」

3 法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で

定める書類は、次に掲げるものとする。

一、三 「略」

三、二 様式第三十一の九の二の事業計画書

四、六 「略」

4 「略」

（小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

第四十五条の十二 法第二十七の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、その小売供給を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給に関する

定める書類は、次に掲げるものとする。

一、三 「略」

「新設」

四、六 「略」

4 「略」

（小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

第四十五条の十二 法第二十七の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければな

契約を締結している場合又はその小売供給の相

手方の数が一万以上である場合にあっては、休

廃止日の前日から起算して九十日前の日）まで

に、次の各号のいずれかの方法により、その小

売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をそ

の小売供給の相手方に対して適切に周知させな

ければならない。

一〇五 「略」

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五 法第二十七条の二十六第三項

において読み替えて準用する法第二条の十三第

一項の規定による説明は、次に掲げる事項につ

いて行わなければならない。ただし、第四号に

らない。

一〇五 「略」

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五 法第二十七条の二十六第三項

において読み替えて準用する法第二条の十三第

一項の規定による説明は、次に掲げる事項につ

いて行わなければならない。ただし、第四号に

掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることが
できる時間帯については、登録特定送配電事
業者が契約媒介業者等の業務の方法についての
苦情及び問合せを処理することとしている場合
は、この限りでない。

一〇十六 「略」

十七 当該小売供給の相手方が当該小売供給に
関する契約の変更、解除又は解約の申出を行
おうとする場合における当該登録特定送配電
事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給
に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあ
つては、当該契約媒介業者等を含む。）の連
絡先及びこれらの方法

掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じること
ができる時間帯については、登録特定送配電事
業者が契約媒介業者等の業務の方法についての
苦情及び問合せを処理することとしている場合
は、この限りでない。

一〇十六 「略」

十七 当該小売供給の相手方が当該小売供給に
関する契約の変更又は解除の申出を行おうと
する場合における当該登録特定送配電事業者
（当該契約媒介業者等が当該小売供給に関す
る契約の締結の媒介等を行う場合にあっては
、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及
びこれらの方法

十八 当該小売供給の相手方からの申出による
当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期
間の制限がある場合にあつては、その内容

十九 当該小売供給の相手方からの申出による
当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴
う違約金その他の当該小売供給の相手方の負
担となるものがある場合にあつては、その内
容

二十 前二号に掲げるもののほか、当該小売供
給の相手方からの申出による当該小売供給に
関する契約の変更、解除又は解約に係る条件
等がある場合にあつては、その内容

二十一 当該登録特定送配電事業者又は登録特

十八 当該小売供給の相手方からの申出による
当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制
限がある場合にあつては、その内容

十九 当該小売供給の相手方からの申出による
当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約
金その他の当該小売供給の相手方の負担とな
るものがある場合にあつては、その内容

二十 前二号に掲げるもののほか、当該小売供
給の相手方からの申出による当該小売供給に
関する契約の変更又は解除に係る条件等があ
る場合にあつては、その内容

二十一 当該登録特定送配電事業者からの申出

定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この

条及び次条において「取次業者」という。）

からの申出による当該小売供給契約の変更、

解除又は解約に関する事項

二十二～二十四 「略」

2 「略」

3 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について

による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項

二十二～二十四 「略」

2 「略」

3 登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項にお

て行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4
～
13
「略」

いて読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4
～
13
「略」

備考 表中の「」は注記である。

様式一の二の次に次の様式を加える。

様式第 1 の 2 の 2 (第 3 条の 5 関係)

事業計画書

1. 小売電気事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売電気事業に係るリスク	(1) のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
①	供給能力の確保に係る費用の変動		
②	インバランスの発生		
③	他の小売電気事業者との競争		
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

2. 事業開始後三年間の事業計画

備考 1 「小売電気事業に係るリスク管理の取組」の欄には、申請者がその小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標を具体的に記載すること。なお、「供給能力の確保に係る費用の変動」、「インバランスの発生」及び「他の小売電気事業者との競争」の欄については必ず記載すること。また、④以降の欄については、申請者が開始しようとする小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2) の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式三十一の九の次に次の様式を加える。

様式第 31 の 9 の 2 (第 45 条の 7 関係)

事業計画書

1. 小売供給を行う事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売供給を行う事業に係るリスク	(1) のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
①	供給能力の確保に係る費用の変動		
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

2. 事業開始後三年間の事業計画

備考 1 「小売供給を行う事業に係るリスク管理の取組」の欄には、申請者がその小売供給を行う事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、対応策に係る目標を具体的に記載すること。記載に当たっては、「供給能力の確保に係る費用の変動」については必ず記載すること。また、②以降の欄については、申請者が開始しようとする小売供給を行う事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2) の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(電気関係報告規則の一部改正)

第二条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(大規模契約解約等の報告) 第二条の二 小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要する場合の欄に掲げる場合には、それぞれの同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれの同	〔新設〕

表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、経済産業大臣に提出しなければならない。

報告を要する場合	一 その締結して いる小売供給に 関する契約の解 約又は更新を行 わない旨の申出 を行う日の前後 九十日以内の間
報告書名	大規模契 約解約等 報告書
様式番号	様式十二 の七
報告期限	解約又は更新 を行わない旨 の申出を行う 日の前

に、次の各号に	掲げる契約の区	分に応じて当該	各号に定める数	以上の契約の解	約又は更新を行	わない旨の申出	を行おうとする	場合	イ 低圧需要に	係る小売供給	に関する契約	一万
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----	---------	--------	--------	----

日から	起算し	て七日	前の日	まで								
-----	-----	-----	-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する小売電気事業者又は登記	ロ 高压需要に係る小売供給に関する契約 ハ 特別高压需要に係る小売供給に関する契約 三百
大規模休業 廃止報告書	
様式十二の八	
その事業又は小売供給を休	

録特定送配電事	業者がその事業	又は小売供給を	休止し、又は廃	止しようとする	旨の周知を開始	する場合	イ 周知を開始	する日の前日	において締結	している低圧	需要に係る小	売供給に關す
---------	---------	---------	---------	---------	---------	------	---------	--------	--------	--------	--------	--------

止し、	又は廃	止しよ	うとす	る旨の	周知を	開始す	る日の	前日か	ら起算	して七	日前の	日まで
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

る契約の数が
一万以上又は
同契約に係る
販売電力量（
周知を行う日
の属する月の
前々月の販売
電力量をい
う。以下この
号において同
じ。）が四百
万キロワット
アワー以上

ハ	ロ
周知を開始	周知を開始
する日の前日	において締結
している高圧	需要に係る小
売供給に關す	る契約の数が
三百以上又は	契約に係る販
売電力量が八	百万キロワッ
トアワー以上	

上 ツトアワ 以 五 百 万 キ ロ ワ る 販 電 力 量 が は 同 契 約 に 係 数 が 十 以 上 又 関 する 契 約 の る 小 売 供 給 に 高 圧 需 要 に 係 して いる 特 別 に お いて 締 結 する 日 の 前 日			

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された報告書の写しを委員会に送付しなければならぬ。	「新設」
備考 表中の「」は注記である。	

様式十二の六の次に次の二様式を加える。

様式第12の7（第2条の2関係）

大規模契約解約等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所	
小売電気事業者名及び登録番号	
登録特定送配電事業者名及び登録番号	
取 次 業 者 名	
連 絡 先 担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第1号の規定に基づき、その締結する小売供給契約又は小売供給に関する契約の解約又は更新を行わない旨の申出を九十日以内（以下「特定期間内」という。）において同号に定める数以上行うので提出します。

（需要家に申入れした内容）

1. 解約等の申出を開始する年月日	
2. 供給を停止する年月日	
3. 解約等を行う理由	
4. 苦情や問い合わせの連絡先	
5. 最終保障供給等の提供事業者	

（小売供給契約等の解約等の状況）

特定期間内において解約等の申入れを行う数、供給区域			
	低 圧 契 約	高 圧 契 約	特別高圧契約
解 約 等 の 数			
供 給 区 域			

（その他参考となるべき事項）

--

- 備考
- 1 解約等とは、解約及び更新を行わないことをいう。
 - 2 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
 - 3 小売供給契約等とは、小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
 - 4 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
 - 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第12の8（第2条の2関係）

大規模休廃止報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所	
小売電気事業者名及び登録番号	
登録特定送配電事業者名及び登録番号	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第2号の規定に基づき、小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始するので提出します。

（需要家に周知する内容）

1 . 供 給 を 停 止 す る 年 月 日	
2 . 休止しようとする場合にあっては、その期間	
3 . 休 廃 止 を 行 う 理 由	
4 . 苦 情 や 問 い 合 わ せ の 連 絡 先	
5 . 最 終 保 障 供 給 等 の 提 供 事 業 者	

（休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の状況）

休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の小売供給契約数、販売電力量、供給区域			
	低 圧 契 約	高 圧 契 約	特別高圧契約
小 売 供 給 契 約 数			
販 売 電 力 量 (10 ³ kWh)			
供 給 区 域			

（その他参考となるべき事項）

-
- 備考 1 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
- 2 小売電気事業等とは、小売電気事業及び小売供給をいう。
- 3 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
- 4 販売電力量は、休廃止の周知を開始する日の属する月の前々月の販売電力量をいう。
- 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中第三条の十二第一項及び第三項の改正規定並びに第四十五条の十五第一項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（電気事業法施行規則に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第三条の十一及び第四十五条の十二の規定は、施行日以後に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者について適用し、当該日前に当該周知をさせようとする者については、なお従前の例による。

（電気関係報告規則に関する経過措置）

第三条 施行日から令和五年四月七日までの間にその締結している小売供給に関する契約の解約又は更新を行わない旨の申出を行う小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者に対する第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条

の二第一項の表第一号の適用については、同号の報告期限の欄中「解約又は更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで」とあるのは、「解約又は更新を行わない旨の申出を行った日から起算して七日以内」と読み替えるものとする。

第四条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第二号の規定は、令和五年四月八日以後に小売電気事業又は小売供給を休止又は廃止する旨の周知をさせようとする者に適用し、当該日前に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者については、なお従前の例による。